令和6年5月23日

長野市内の地下水で 1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレン の地下水基準超過が報告されました

箱清水2丁目において、土壌汚染対策法に基づく事業場跡地の敷地調査の 結果、地下水に含まれる 1.2-ジクロロエチレン・クロロエチレンの基準超過 の報告がありましたのでお知らせします。

今後、本市では、地区・井戸所有者の協力を得て、周辺の状況把握調査を実 施します。

1 概要

- (1)調查地点 長野市箱清水2丁目(1地点)
- (2) 報告日 令和6年5月15日
- (3) 測定結果

	測定結果(mg/L)	地下水基準(mg/L)
1,2-ジクロロエチレン	0.43	0.04
クロロエチレン	0.31	0.002

対応 2

土壌汚染対策法(土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン)、 水質汚濁防止法(地下水質モニタリングの手引き)に基づき、対応を進めます。

- (1) 周辺の状況を把握するため、地区の協力を得て、概ね周辺1 k m (影響範囲) の井戸の有無および利用状況を調査します。
- (2) 影響範囲内にある飲用井戸について、全戸水質検査を実施します。
- (3) 現在も影響範囲内で井戸を飲用に利用している場合は、検査結果が出るまで 飲用を控えるよう周知します。
- (4) 調査結果については速やかに公表します。

【参考】1,2-ジクロロエチレン・クロロエチレンとは

- ・体内に取り込まれた場合、尿に含まれて排せつされます。
- ・健康への影響としては、1,2-ジクロロエチレンは中枢神経系への影響が、 クロロエチレンは発がん性があるとされています。

(出典:事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン、 化学物質排出把握管理促進法に関する有害性評価書)

環境部環境保全温暖化対策課

(課長) 小田切 伸夫 (担当) 久保宮・玉野井

TEL: 026-224-8034 FAX: 026-224-5108 E-mail: kankyo@city.nagano.lg.jp